

【書評】

アラン＝G・ガニョン、ラファエル・イアコヴィーノ著
『マルチナショナリズム——ケベックとカナダ・連邦制・シティズンシップ』（丹羽卓、古地順一郎、柳原克行訳）
彩流社、2012年

Alain-G. Gagnon and Raffaele Iacovino,
Federalism, Citizenship, and Quebec, Toronto, University of Toronto Press, 2006.

伊達聖伸
DATE Kiyonobu

カナダは、オーストラリアと並ぶマルチカルチュラリズムの国と目されている。しかし、実際にはマルチナショナリズムに基づく連邦制というのが、この国の歴史に根差した姿なのであって、それは今後目指すべき方向性としても望ましい。カナダにおけるケベックは、マイノリティ文化の承認の問題ではなく、社会構成文化の自己肯定の問題である。2人の著者の主張の核心をあらかじめ押さえておこなら、このようになるだろう。

アラン・ガニョンは、ケベック大学モントリオール校（UQAM）政治学科教授で、ケベコワの観点から、カナダのマジョリティ・ナショナリズムとマイノリティ・ナショナリズムを中心に、連邦制についての研究に取り組んでいる。ラファエル・イアコヴィーノは、ガニョンのもとで博士論文を書きあげた1973年生まれの若い政治学者で、英語を第一言語とし、現在オタワのカールトン大学で教鞭を執っている。

2人の立場は本書において1つに収斂しているが、彼らはカナダを1つの焦点しか持たない円ではなく、2つの焦点を持つ楕円として描く。連邦政府の立場から眺めるなら、独自の文化を備えたケベックは、統合するのに厄介な存在と映るかもしれない。だが、承認を求めるケベックではなく、自決権を持つケベックの視点から議論を組み立てるなら、カナダについての見方が変わるはずだ。本書はそのようなマルチナショナリズムの観点から、カナダの歴史をとらえ返し、カナダとケベックの統合モデルを理論的に解明し、来たるべき連邦制を実践的に展望する、野心的な書物である。

「マルチナショナリズムの探求」、「歴史的基盤と憲法秩序の発展」、「カナダにおける連邦制の原則」、「2つのナショナルな統合モデル」、「シティズンシップと民主政」、「現代の課題とカナダの未来」。以上全6章からなる本書の各章ごとの簡潔な紹介は、著者自身が序章の末尾で行なっており、訳者解説においてもなされている。ここでは思い切って、著者が語るマルチナショナリズムの概要を押さえることに力を傾けよう。

個人の自由と平等の観念に基づく古典的な自由主義の政治理論は、1970年代以降さまざまなレベルのアイデンティティの挑戦を受けて見直しを迫られた。チャールズ・テイラー (Charles Taylor) は、「普遍主義的な政治」を基盤とする近代的なアイデンティティの観念の発展が「差異をめぐる政治」を生み出すことになったと論じている。普遍主義がはらむ同質化の傾向が、集団によって育まれるアイデンティティを損ないかねないと懸念され、古典的な自由主義とマルチカルチュラリズムのあいだに葛藤が生じた。個人の権利を優先すると「独特な社会」は認めにくい、集団的価値を個人の権利に優先させることは自由の原理に反するのか。テイラーはケベック州政府が州民を事実上「規制」する言語政策に言及して、連邦政府から見れば個人の自由を反するように見える措置が、ケベックから見れば十分に自由主義の精神に適っていると指摘している (Taylor et.al, 1994=1996)。

問題は、個人の権利に優先する集団的価値が認められるとして、その集団や集合体をどのレベルで設定し、またその内部における自由主義をいかに担保するかである。ウィル・キムリッカ (Will Kymlicka) は、社会の成員の生活全般に有意義な生き方を与える「社会構成文化」を備えた「ナショナル・マイノリティ」と、そうでない「エスニック文化集団」を区別し、前者に自治権を持たせる一方で、後者をホスト社会に包摂されるべき存在として位置づける。また、マイノリティ集団をマジョリティから守る「対外的保護」に正当性を持たせつつ、集団内の個人を抑圧する「対内的制約」を否定することで、マイノリティの集団的権利を自由主義の枠内で承認する理論を構築している (Kymlicka, 1995 = 1998)。

ガニョンとイアコヴィーノは、ナショナル・マイノリティとエスニック文化集団を区別することで複雑な多様性の層を選別したキムリッカを「先駆者」と評価する (p.331)。そして、ケベックを自決するネイションと位置づけることで、カナダをマルチナショナルな社会としてとらえ返す。この企ては、伝統的な自由主義に基づく国民国家モデルによっては、現在の課題と将来の

展望はもはや扱えない、という政治学の理論的な要請にひとまず対応している。しかし、ケベックが自決を志向するネイションであることが明らかになってきたのは、マルチカルチュラリズムの理論的地平が拓かれて「承認の政治」が語られるようになったことが、そもそもの発端なのではない。著者によれば、マルチナショナリズムはカナダの政治形態の基本的な特質として、この国の長い歴史を貫いている。そして、カナダにおけるケベックの位置は、昔も今もほとんど変わっていない (p.60)。

著者は、抽象性や普遍性よりも継続性と相互承認を重視する立憲主義を提唱するジェームズ・タリー (James Tully) に依拠しながら、「建国の2つの民」の観点からカナダの歴史を振り返る。1774年のケベック法と1791年の立憲法によって、イギリス系カナダとフランス系カナダの2元性が確立された。1867年の英領北アメリカ法制定以降も、少なくともケベック社会は「2つのマジョリティ」のレンズで連邦制をとらえてきた。この経緯に照らすとき、ピエール・E・トルドー (Pierre E. Trudeau) が1971年に宣言した2言語の枠内でのマルチカルチュラリズムは、ケベックを他のエスニック集団と同列に置こうとする点において2元性の伝統を脅かす方針として立ち現われる。1982年にはケベックの同意を得ずに憲法移管が行なわれ、連邦政府は「権利及び自由に関するカナダ憲章」を憲法に組み入れて、個人権に優位を与える中央集権化を進めた。こうして「カナダの自己理解は、2元性に基づく2元主義から汎カナダの多元主義へと素早く移行した。ケベコワはそこに無理やり引き込まれることとなったのである」(p.84)。ガニョンとイアコヴィーノは、こうした連邦政府主導のマルチカルチュラリズム——マジョリティによるナショナリズム——に抗しつつ、ナショナル・マイノリティとしてのケベコワの立場に即して、マルチナショナリズムを構築していこうとする。

もっとも著者は、中央集権的な連邦政府のマルチカルチュラリズムに異議を唱えているのであって、(少なくとも本書では) 連邦制そのものに反対しているのではない。カナダの連邦制は、アメリカ合衆国のように建国神話や連邦国家を支えるひとつの共通のネイション感覚を備えているわけではなく、連邦制の基礎そのものが連邦を構成する主体に応じてプリズミックに立ち現われてくるようになっている。現代において有力な中央集権的な連邦観を、マルチナショナリティに基づく討議と交渉の連邦観に転換させることが、著者の企てである。

したがって、マルチナショナリズムはカナダの連邦制の読み替えを提言するものであって、ケベックの分離独立を目指すものではない。カナダのマイノリティ・ナショナリズムは、近代国民国家の民族自決の原理によって解決がはかれるべきものではなく、「共同体の境界を構築する民主的プロジェクト」(p.325)である。マルチナショナル民主政におけるマイノリティ・ネイションの主張は止むことがないので、マジョリティ・ネイションは統一の基礎について不安を抱え込むことになるかもしれないが、それこそが「マルチネイションを構成する人々を常に能動的市民の状態に保つ」ことになるだろう (p.312)。

マルチナショナリズムにおいては、ネイションの統合モデルはひとつに限定されない。ガニョンとイアコヴィーノは、カナダのマルチカルチュラリズムとケベックのインターカルチュラリズムを、2つのナショナルな統合モデルとして比較検討している。もともとマルチカルチュラリズムは、同質的なシティズンシップのあり方を拒否し、集団的アイデンティティを擁護しようとするものだが、汎カナダ的なネイション構築の文脈においては、ケベックをあたかも一枚岩的なエスニック集団であるかのように表象しがちである。ケベックは、このような連邦政府のマルチカルチュラリズム政策への回答として、インターカルチュラリズムのモデルを作りあげてきた。その公式的なモデルは 1990 年代に現われたとされるが (p.257)、政治学をはじめ学問領域での概念化は端緒にいたばかりと言っても過言ではあるまい。マルチナショナリズムに基づく統合モデルの支柱として、インターカルチュラリズムを概念化していることが、本書の大きな特徴のひとつである。

「インターカルチュラリズム・モデルの真髄」は、エスニック・ナショナリズムを崩り立てずに、長い文化的伝統に連なることにある (p.253)。ケベック・ネイションは、社会構成文化の「基盤」よりも「構築」を重視する (p.324)。そのような自己定義の基礎をなすのがフランス語で、1977 年のフランス語憲章 (101 号法) は「言語面では単一、エスニック面では多元的」な政治共同体を構想している。ケベックにおいては、マイノリティやエスニック文化集団の差異は本質的な出発点とはされないが、その代わりにフランス語による市民的な討議を通して、変化し続ける政治共同体の公共文化に包摂される形で承認される。対立が起きた場合には、手続き主義的な法的手段に訴えるよりも、調停・妥協・交渉などの討議的な手法が推奨される (p.223)。こうしてケベックのインターカルチュラリズムは、「統一」と「承

認」のあいだに均衡を見出す動的なナショナル・アイデンティティを模索しながら、カナダのマルチナショナリズムを豊かにする。

このようなマルチナショナリズムのあり方は、やや理想主義的にすぎるかもしれない。そのような自覚が著者自身にもあるが、これこそ今後の実践を導く原理であるとの自信ものぞかせている。ちなみに本書は「ケベック問題」に焦点を絞っているため、マルチナショナリズムとは言っても、もっぱら語られるのは2つのネイションで、ファースト・ネイションとしての先住民は意識的に議論から外されている (p.23)。そのようなことも念頭に置いたうえで、今後のマルチナショナリズムの理論的・実践的展開が注目される。評者としては、グローバル経済と親和的なマルチカルチャリズム (p.234) に対し、ケベックのインターカルチャリズムがいかなる抵抗を組織していくのかに関心がある。

本訳書は、英語を底本としつつフランス語版も活用したもので、有益な訳注も付されて懇切丁寧なつくりになっている。一見、政治学の専門家でなければ近づきにくい印象を与えるかもしれないが、門外漢でも (評者もそのひとりだ) 本書を練るうちに、マルチナショナリズムの見方に即したカナダとケベックの姿が脳裏に像を結んでくるはずである。

(だて きよのぶ 上智大学准教授)

参考文献

- Kymlicka, Will (1995), *Multicultural Citizenship : A Liberal Theory of Minority Rights*, Oxford University Press. ウィル・キムリック (1998) 『多文化時代の市民権——マイノリティの権利と自由主義』角田猛之、石山文彦、山崎康仕監訳、晃洋書房。
- Taylor, Charles et al. (1994), *Multiculturalism : Examining the Politics of Recognition*, Princeton University Press. チャールズ・テイラー他 (1996) 『マルチカルチャリズム』佐々木毅、辻康夫、向山恭一訳、岩波書店。